

千葉市指定文化財の指定基準及び千葉市地域文化財の登録基準

千葉市文化財保護条例（昭和 33 年千葉市条例第 18 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和 33 年千葉市教育委員会規則第 2 号。以下「委員会規則」という。）に基づき、市域に存する文化財のうち、市の歴史、文化及び自然を理解するうえで重要なものを千葉市指定文化財として指定する場合は次の基準によるものとする。

また、指定文化財を除く文化財で、地域住民が守ってきたもの、地域を知る上で必要な文化財、市民の生活と密接な関係にある文化財を、千葉市地域文化財として登録する場合は次の基準によるものとする。

第 1 千葉市指定文化財

1 千葉市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物、土木構造物及びその他工作物のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的に優秀なもの

(ア) 外観又は内部のデザインが優れている

(イ) 著名な建築家による設計である

イ 技術的に優秀なもの

(ア) 設計及び施工の水準が高い

(イ) 特徴的な技法・工法が用いられている

ウ 歴史的に価値の高いもの

(ア) 当該構造・工法が用いられた最初期の建造物である

(イ) 建築当時の状態をよく残している

(ウ) 歴史を伝える上で重要である

(エ) 地域的特色があるもの

※建築年数の目安

時代	種別	建築年数の目安
近代	石造り	100 年
	煉瓦造り	50 年
	木造	50 年
	鉄骨造	50 年
	コンクリート造	50 年
	その他	50 年
近世以前	寺社	150 年
	城郭	150 年
	住宅	150 年
	石塔	300 年
	その他	150 年

(2) 絵画及び彫刻

次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀であるもの
- イ 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- ウ 流派的又は地域的特色があるもの

(3) 工芸品

次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- ウ 流派的又は地域的特色があるもの

(4) 書跡及び典籍類

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 書跡類のうち、本市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち、写本類は、和書、漢書、仏典、洋書の原本、又はこれに準ずる写本について、本市の文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち、版本類（版木を含む。）について本市の文化史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色があるもの

(5) 古文書類

本市の歴史上重要なもの

※古文書類とは、近世以前の古文書、日記、記録類（絵画又は系図類を含む）、木簡、印章、金石文及び拓本のことをいう。古文書とは宛名、差出がある形式のものをいう。

近代以降の歴史資料のうち、古文書類としてまとまって伝存している経緯の明らかなものについては、この項目で取り扱うこととする。

(6) 考古資料

各時代の遺物で、本市の歴史上重要と認められるもの

(7) 歴史資料

次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち本市の歴史上重要と認められるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち、本市の歴史上重要と認められるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、本市の歴史上重要と認められるもの

2 千葉市指定無形文化財

(1) 芸能

芸能とは、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、音楽、舞踊、演芸のことをいうが、現時点では本市に特有といえるものは存在しない

(2) 工芸技術

工芸技術とは、陶芸、染織、漆芸、金工、金工（刀剣）、人形、木竹工、和紙のことをいうが、現時点では本市に特有といえるものは存在しない。

3 千葉市指定民俗文化財

(1) 有形民俗文化財

ア イに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的又は内容が次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、本市の歴史上重要と認められるもの

- （ア）歴史的変遷を示すもの
- （イ）時代的特色を示すもの
- （ウ）地域的特色を示すもの
- （エ）生活様式の特徴を示すもの
- （オ）職能の様相を示すもの

※約100年以上が経過し、千葉市史にとりあげられているものとする。消滅の危機に瀕しているものから優先的に指定する。

イ 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の基礎的な生活文化の特徴を示すもの

- （ア）衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度等
- （イ）生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具等
- （ウ）交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
- （エ）交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札等
- （オ）信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具等
- （カ）社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
- （キ）民俗芸能に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面等

(2) 無形民俗文化財

ア 風俗習慣のうち次の（ア）又は（イ）のいずれか次に該当し、重要なもの

- （ア）由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
- （イ）年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

イ 民俗芸能のうち次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当し、重要なもの

- （ア）芸能の発生又は成立を示すもの
- （イ）芸能の変遷の過程を示すもの
- （ウ）地域的特色を示すもの

※民俗芸能とは、五穀豊穰、長寿、悪疫退散などを神に祈って行われる民間の信仰行事に伴う芸能のことをいう

※発生・成立後約100年以上が経過しているものとする。消滅の危機に瀕しているものから優先的に指定する。

4 千葉市指定記念物

(1) 史跡

次のアからキまでに掲げるもののうち、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が本市の歴史上重要と認められるもの

ア 集落関係遺跡（貝塚、遺物包蔵地、住居跡等）、埋葬関係遺跡（古墳、横穴、方形周溝墓その他の墳墓等）及び生産関係遺跡（石器製作遺跡、窯跡、条里跡、製鉄遺跡等）

イ 城館跡、防塁、古戦場等の政治又は軍事に関する遺跡

- ウ 社寺の跡、旧境内、経塚、十三塚等祭祀信仰に関する遺跡
- エ 屋敷跡（代官屋敷、名主屋敷等の跡）由緒のある旧宅等
- オ 学校、私塾その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、一里塚、牧跡その他産業、交通又は土木に関する遺跡
- キ 墓及び碑

※約100年以上が経過したものとする。

※軍事に関する遺跡は、昭和20年以前のものを対象とする。

(2) 名勝

次のアからオまでに掲げるもののうち、自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いもの又は人文的なものにおいては芸術的価値の高いもの

- ア 公園、庭園等
- イ 樹木、草花等の叢生する場所
- ウ 鳥獣、魚虫等の生息する場所
- エ 海浜
- オ 河川

※ア、エ、オについては、約100年以上が経過したものとする。

(3) 天然記念物

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち、本市の自然を記念するもの

ア 動物

- (ア) 分布に特異性が著しいもの及びその生息地
- (イ) 個体数の減少が著しく絶滅の恐れがあるもの及びその生息地
- (ウ) 貴重な動物の標本

イ 植物

- (ア) 名木、巨樹、老樹及び栽培植物の原木、並木及び社叢
- (イ) 海岸及び砂地植物群落地域
- (ウ) 池泉、湖沼、河、海等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (エ) 稀有又は絶滅のおそれがある植物の自生地

ウ 地質鉱物

- (ア) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (イ) 断層、地層の整合、不整合、褶曲等地殻変動に関する現象
- (ウ) 風化及び浸食に関する現象
- (エ) 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本

エ 保護すべき指定天然記念物に富んだ代表的な一定区域

第2 千葉市地域文化財の登録基準

1 千葉市地域有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍類、古文書類、考古資料又は歴史資料のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 本市内の地域（以下「地域」という）の歴史上重要であると認められるもの
- (2) 指定有形文化財に準ずる価値があるもの

2 千葉市地域無形文化財

(1) 芸能

現時点では地域に特有といえるものは存在しない

(2) 工芸技術

現時点では地域に特有といえるものは存在しない

3 千葉市地域民俗文化財

(1) 有形民俗文化財

衣食住、生産、生業、社会生活その他の民俗に係る道具等の有形の民俗文化財で、その形様、製作技法又は用法の点で特色があり、地域住民の生活文化を理解する上で必要なもの

(2) 無形民俗文化財

風俗習慣又は民俗芸能のうち、その由来又は現在に至る経緯が明確であり、地域住民の生活文化を理解する上で必要なもの

4 千葉市地域記念物

(1) 史跡

第1の4（1）のアからキまでに掲げるもののうち、地域にとって意義のあるもの

(2) 天然記念物

第1の4（3）イ（ア）に該当するもののうち、地域にとって意義があるもの

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、同日以降になされる文化財の指定、登録等の手続きに適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以降になされる文化財の指定、登録等の手続きに適用する。